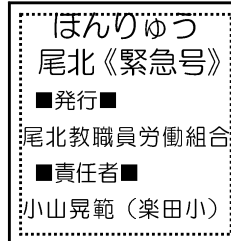


新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出にあたって 教育現場を支える施策の強化を求める緊急要請書(全教)



新型コロナウイルスへの対応で、各学校では混迷の状況が続いています。尾北教労も加盟している全日本教職員組合(全教)は、4/16に文科大臣に対し緊急要請を行い、4/23に談話を発表しました(裏面)。それらの内容を紹介します。子ども・保護者・教職員・学校を救う施策が強く求められています。

1. 休校および学校再開の要請・指示については、学校設置者が地域・学校の実態や感染状況をふまえ、科学的根拠を示し、関係者が納得して対応できるように努めること。
 - ① 各学校でのとりくみをふまえた対応が可能となるよう、ていねいな対応をおこなうこと。
 - ② 各学校での対応について、すべての子どもと保護者に周知できるよう、関係者と十分な連絡・調整をおこなうこと。
 - ③ 緊急な対応が求められる場合にあっては、必要な連絡体制を確立するなど、ていねいな対応をおこなうこと。
 - ④ 休校等にもなう修学旅行などの学校行事の変更により生じる家庭や学校の経済的負担について、国が財政的措置をすること。
2. 休校を要請・指示する場合は、子どもたちの居場所を確保するなどの必要な対応をおこなうこと。
 - ① 保護者が安心して休業できるよう、十分な休業補償をおこなうこと。休業補償にかかわる制度が活用されるよう周知徹底すること。
 - ② 子どもが安全に過ごすことのできる施設等を周知すること。
3. 休校を要請・指示しない場合は、在校時や登下校時における「3つの密」を防ぐために必要な条件整備をおこなうこと。
 - ① 緊急に必要な教職員を増員配置するなど、教室内での少人数指導が可能となるよう条件整備をおこなうこと。
 - ② すべての子どもたちが利用可能な手洗い場や消毒液、液体せっけん、非接触型体温測定機器、ペーパータオル等を確保すること。
 - ③ 必要とするすべての子どもたちと教職員にマスク等を提供できるようにすること。
 - ④ 保健室等での詳細な対応マニュアルを作成すること。
 - ⑤ 感染が疑われる子どもたちが待機(隔離)する場所を確実に確保し、保健室が感染していない児童・生徒と接触する場にならないようにすること。
 - ⑥ 特別支援学校等のスクールバスの増車が可能となるよう、国が責任をもって対応すること。
4. 教育課程の編成は各学校がおこなうものであり、休校によって授業ができなかった内容の指導について、学校再開後に機械的に授業時数の確保を求めるのではなく、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。
 - ① 子どもたちが安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠等を保障し免疫力を高め、子どもたちの負担が過重とならないことを最優先すべきであることを明らかにすること。
 - ② 家庭学習等の方法や評価について押しつけるのではなく、各学校が実態に応じて工夫できるよう支援すること。
 - ③ オンライン教材や、文科省が依頼し各教科書発行者が作成した補充のための資料等の使用を押しつけないこと。
 - ④ 部活動における全国大会等の開催について早期に明らかにすること。
 - ⑤ 高校等における実習について、資格取得にかかわるものも含め、実習期間や実習方法、免許取得方法等について弾力的に対応できるよう関係機関と調整し、対応すること。
5. 収入が急変した家庭の子どもたちの就学を保障するため、実効ある経済的支援を緊急におこなうこと。当面、下記のことについて、各自治体が対応すること、および、すべての家庭に周知徹底することを支援すること。
 - ① 入学料や授業料等の学納金の納付が困難な者に対し、減免、減額及び猶予をおこなうこと。
 - ② 就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、申請書の提出時期について柔軟に対応することや、年度途中の認定を必要とする者等について速やかに認定するなど、必要な援助をおこなうこと。
 - ③ 就学援助、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金等の申請や認定等について柔軟に対応すること。高等学校等就学支援金の支給期間の上限(全日制36月、定時制48月)を超えている生徒について、休業期間の授業料を免除するなど対策をとること。
6. 保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制を確立すること。
 - ① 心のケアなども含め、子どもたちや保護者が相談できるよう、相談室の体制を確立すること。そのために必要なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置すること。
 - ② 学習支援員や部活動支援員を含むすべての教職員が感染症対策に必要な知識を得て、子どもたちの指導・相談にあたることのできるよう対策をとること。
 - ③ 生活が困難な子どもや虐待の恐れのある子どもたちについて、家庭や学校・児童相談所等の関係機関との連絡体制を早期に確立すること。
7. 2020年度全国学力・学習状況調査および全国体力・運動能力、運動習慣等調査を直ちに中止すること。
8. 2020年度の定期健康診断実施にあたり現場に混乱を来さないよう具体的な対応を示すこと。教育委員会が実施条件等について、各学校へ早急に通知できるよう対応すること。X線・心電図検査等の検査機関がおこなう健康診断については、健診時期の延期等を含め、円滑に実施できるよう検査機関と協議すること。
9. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により就職内定取り消しや解雇などが起こらないよう関係機関への指導を徹底すること。また、高校生等の相談体制を確立すること。
10. 感染拡大を防ぐ観点から、教職員の在宅勤務や時差出勤が可能となるような制度を整備すること。また、職員室等における「3つの密」を避ける手立てを講ずること。
11. 市区町村や派遣会社に雇用された臨時・非常勤教職員について、身分・賃金を保障するよう指導すること。
12. 教員免許更新について、当面、新免許状所持者で2021年3月31日を修了確認期限とする者(第1グループ)の修了確認期限を1年間延長すること。また、2022年3月31日を修了確認期限とする者(第2グループ)についても弾力的に扱うなどの措置を講ずること。
13. 今年度予定されている教育実習や介護等体験については、実施時期の延期のみならず実施期間の短縮なども含めた柔軟な対応ができるようにすること。

【談話】新型コロナウイルスの感染拡大にともなう 緊急事態宣言の全国への拡大をうけて なによりも子どもたちのいのちと健康を守るための施策と、 ゆきとどいた教育の実現を求める

2020年4月22日 全日本教職員組合 書記長 檀原毅也

地球規模での新型コロナウイルスの感染拡大が、日を迫うごとに深刻さを増しています。なによりも重要なことは、国民のいのちとくらしを守り、感染の拡大を収束させることです。検査体制と医療体制の早急な整備が求められます。そのために、政府が抜本的に財政支援を強めることを求めるものです。

4月7日、安倍首相は7都府県を対象に、5月6日までと期限を区切った緊急事態宣言をし、さらに4月16日には対象地域を全国に拡大しました。都道府県知事による外出の自粛や商業施設の使用制限の要請・指示などがおこなわれています。

その際、要請・指示の内容と理由・目的について、十分な説明をおこない、国民の納得と理解を得ることは不可欠であり、政府・自治体からの正確な情報提供および情報開示が求められます。同時に重要なことは、自粛等により国民がうける経済的損失に、国が責任をもって十分な補償をすることです。労働者の賃金と雇用を維持するために、思い切った財政出動が求められます。

それがなければ、感染の拡大を防ぐことはできず、いのちとくらしを守ることも教育を受ける権利を保障することもできません。休業した保護者への補償や就学支援の拡充なども含め、制度の周知徹底、申請の簡素化、すみやかな交付など実効ある補償が求められています。

新型コロナウイルスの感染が拡大するもとの、子どもたちのいのちと健康をなによりも重視して、子どもの成長と発達を保障するとりくみが求められます。

4月15日の国連児童基金（ユニセフ）の報告によれば、いま、188か国で学校が閉鎖され、約15億人の子どもが通学できなくなっています。ユニセフは「もっとも弱い立場に置かれた子どものいのちを守るための行動指針」として「子どもの健康を保つ」「子どもたちの継続した学びを支援する」「子どものいる家庭を支援する」「暴力、搾取、虐待から子どもを守る」などを掲げています。

日本でも、新型コロナウイルスへの対応において憲法と子どもの権利条約にもとづいて、子どもの最善の利益を保障することが求められます。

2月末の安倍首相による突然の一斉休校要請から、2か月以上にわたり休校となっている地域が多くなっています。今後、休校する学校がさらに増えるとともに、当面の期限とされる5月6日以降も学校再開までに時間がかかることも想定されます。休校措置により子どもの様子が把握しにくくなっているもとの、困難を抱える子どもた

ちの栄養不足や虐待等も心配されます。子どもの心のケア、居場所づくりなどについて、学校と関係機関が連携し、子どもを守るとりくみが求められます。

休校期間が長期化するなか、オンラインによる学習活動の推進を求める声も強くなっていますが、ICTの活用にあたっては、子どもの健康や発達段階への配慮や共同の学びを重視するとともに、前提として情報リテラシー教育の充実が必要です。また、ICT環境が整っていない学校・家庭がある現状においては、教育格差をつくらないための条件整備も重要な課題です。現場に教材作成の負担や画一的な教材の押しつけを招くようなことはあってはなりません。

子どもたちの学ぶ権利を保障するために、各学校で教職員の専門性を発揮し、子どもたちと地域の実態をふまえ、教職員集団が議論し、教育課程を編成することが求められています。

学校現場では子どもたちの実態をふまえたていねいな教材づくりがおこなわれています。授業時数を機械的に確保するために夏休みの短縮や土曜授業などを行うことで、子どもたちに過度な負担を強いるのではなく、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる学校づくりが求められます。

文科省・教育委員会には、現場の教職員の創造的なとりくみを支える施策を強く求めます。

今回の緊急事態宣言に際して、一部の議員が憲法に緊急事態条項を書き込む必要性に言及し、安倍首相が「憲法審査会での議論を期待する」と応じたことは到底容認できるものではありません。新型コロナウイルス問題を改憲に利用しようとする動きを許してはなりません。

この間、明らかになったのは、「今だけ、金だけ、自分だけ」の長期的展望を欠く新自由主義的な政策が、人々のいのちを守るという最も基本的な政治の目的から、いかにかけ離れたものであるかということです。新型コロナウイルス問題を画期として、政策の大きな転換が求められています。

新型コロナウイルス問題を乗り越えるためには、社会的・国際的な連帯が重要であり、差別や分断は最も有害なものです。労働組合運動・教職員組合運動がますます重要になっているもとの、全教は子どもと教職員のいのちと健康を守り、ゆきとどいた教育を実現することに全力でとりくむ決意です。